

告 示

埼玉県告示第百三十六号

令和四年埼玉県告示第千三百七十九号（旅館業法施行条例第一条の二第四号に該当する施設の指定）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

加須市の表埼玉県立加須げんきプラザの項を削る。

神川町の表埼玉県立神川げんきプラザの項を削る。